

後期高齢者医療保険料

(減額となる保険料額の計算方法)

○減免対象となる保険料額 ($A \times B / C$) に、前年の合計所得金額に応じた減免割合 (D) をかけた金額が減免されます。

減免対象となる保険料額 ($A \times B / C$)

- A : 同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
- B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
- C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

※事業収入等とは、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入を言います。

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

前年の主たる生計維持者の合計所得金額と減免割合

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1 : 300万円以下であるとき | <u>全部</u> |
| 2 : 400万円以下であるとき | <u>10分の8</u> |
| 3 : 550万円以下であるとき | <u>10分の6</u> |
| 4 : 750万円以下であるとき | <u>10分の4</u> |
| 5 : 1,000万円以下であるとき | <u>10分の2</u> |

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全額を免除します。